

平成 2 8 年第 4 回

長万部町議会定例会会議録

平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日 開会

平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

平成28年12月13日（火曜日）第1号

○招集年月日	-----	1 頁
○招集の場所	-----	1 頁
○開 議 日 時	-----	1 頁
○応 招 議 員	-----	1 頁
○不応招議員	-----	1 頁
○出 席 議 員	-----	1 頁
○欠 席 議 員	-----	1 頁
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○議 事 日 程	-----	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	-----	3 頁
○諸般の報告	-----	3 頁
○会議録署名議員の指名	-----	3 頁
○会期の決定	-----	3 頁
○町長行政報告	-----	4 頁
○議案第1号 長万部町農業委員会の委員の定数に関する条例	-----	9 頁
○議案第2号 長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	-----	10 頁
○議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	-----	12 頁
○議案第4号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	-----	16 頁
○議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	-----	17 頁
○議案第6号 長万部町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	-----	19 頁
○議案第7号 長万部町税条例の一部を改正する条例	-----	20 頁
○議案第8号 長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	-----	22 頁
○議案第9号 平成28年度長万部町一般会計補正予算（第11号）	-----	23 頁
○議案第10号 平成28年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	-----	28 頁
○議案第11号 平成28年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第2号）	-----	29 頁
○議案第12号 平成28年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	-----	30 頁
○議案第13号 平成28年度長万部町ガス事業会計補正予算（第1号）	-----	31 頁
○議案第14号 平成28年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）	-----	32 頁
○議案第15号 平成28年度長万部町病院事業会計補正予算（第2号）	-----	34 頁

○諸般の報告	-----	35頁
○同意第1号	長万部町教育委員会委員の任命について -----	35頁
○諸般の報告	-----	36頁
○同意第2号	長万部町固定資産評価審査委員会委員の選任について -----	36頁

平成28年第4回長万部町議会定例会（第1日目）

◎招集年月日 平成28年12月13日（火）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 平成28年12月13日（火） 午前10時00分

◎応招議員（10名）

1番	北川佳嗣	6番	大谷敏弥
2番	長崎厚	7番	村川毅
3番	辻紀樹	8番	角健
4番	高森功治	9番	柏倉恵里子
5番	橋本收司	10番	辻義雄

◎不応招議員 なし

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木幡正志	水道ガス課長	佐藤剛
副町長	佐々木伸也	出納室長	小川洋
総務課長	本前武広	消防長	佐藤英代
まちづくり新幹線課長	加藤慶一	病院事務長	田辺知行
まちづくり新幹線課参事	寺島進一	教育委員長	北山陽子
税務課長	中森恵	教育長	鈴木祐司
町民課長	中里博也	学校教育課長	岡野喜美雄
保健福祉課長	豊嶋慎一	社会教育課長	佐藤修
産業振興課参事	中田信樹	選挙管理委員会書記長	本前武広
建設課長	神野隆之	監査事務局長	岡部忠
		農業委員会事務局次長	中田信樹

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	岡部忠
議事係長	増田理恵
議事係	岡田幸

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		町長行政報告
日程第 4	議案第 1 号	長万部町農業委員会の委員の定数に関する条例
日程第 5	議案第 2 号	長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 3 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 4 号	町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 5 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 9	議案第 6 号	長万部町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第 7 号	長万部町税条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第 8 号	長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第 9 号	平成28年度長万部町一般会計補正予算（第11号）
日程第13	議案第10号	平成28年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第14	議案第11号	平成28年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第15	議案第12号	平成28年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第16	議案第13号	平成28年度長万部町ガス事業会計補正予算（第 1 号）
日程第17	議案第14号	平成28年度長万部町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第18	議案第15号	平成28年度長万部町病院事業会計補正予算（第 2 号）
日程第19	同意第 1 号	長万部町教育委員会委員の任命について
日程第20	同意第 2 号	長万部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

◎開会・開議宣告・議事日程

１０時００分 開会

○議長（辻義雄） ただいまの出席議員は１０名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成２８年第４回長万部町議会定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

岡部事務局長。

○議会事務局長（岡部忠） 諸般の報告をいたします。

監査委員から１０月分の出納検査報告書及び定期監査報告書の提出がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました。

次に、本定例会に出席のため、あらかじめ町長及び執行機関その他委任または嘱託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辻義雄） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、議長において２番長崎議員、８番角議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（辻義雄） 日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

高森議員。

○議員（４番 高森功治） ただいま、議題となりました会期の件について、ご提案申し上げます。

１２月９日開催の議会運営委員会において、本定例会に付議する議案の件数、前年同期の審議状況を十分勘案して審議の結果、本日から１６日までの４日間をもって十分審議できるものと議員全員の意見の一致を見ましたので、議長において、そのように決定されるようお取りはからい願います。以上であります。

○議長（辻義雄） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長の高森議員より、１２月９日開催の議会運営委員会での審議経過の報告があり、審議の結果、本定例会の会期は、本日から１６日までの４日間が適当であるとの発言がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から１６日までの４日間と決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（辻義雄） 日程第３、町長より行政報告がありますので、これを許します。

木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） 第４回町議会定例会の開催にあたり、日頃からの町政運営に対する議員各位のご協力に対し、心から感謝とお礼を申し上げます。

地方財政は引き続き厳しい状況であります。計画した各種施策や事業等は、みなさんのご理解とご協力のもと、順調にすすめていただいております。引き続き、本年度の残された行政課題の解決に努めてまいりますので、一層のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

行政報告に移らせていただきます。

はじめに、防災対策について申し上げます。本年度の防災訓練は、１０月５日に町内全域を対象とした全町一斉津波避難訓練を実施いたしました。訓練には１，０９５名の方々が参加され、避難経路や避難に要した時間の確認を行うとともに、アンケート調査にご協力をいただきました。

１１月１日には高砂地区を対象とした土砂災害避難訓練を実施しております。訓練では福祉センターへの避難に続き、函館建設管理部職員による土砂災害に関する講話があり、町民１９名の方々の参加をいただきました。

また、１２月１日には株式会社セブンイレブン・ジャパンと、地域見守り活動や災害時の物資供給などを目的とした協定を締結しております。

今後とも、住民の安全・安心を守るためのまちづくりを進めてまいります。

次に、アスベスト対策について申し上げます。アスベストを含む煙突用断熱材については、損傷や劣化による粉じん飛散のおそれがあることから、本町の所有する全施設について図面による調査を実施したところ、１２施設での使用を確認しております。

現段階では、煙突素材の崩落等は見受けられませんが、これらの施設で使用する断熱材の検査や、空気中における粉じんの濃度測定を行うための費用について、本定例会に補正予算を提案いたしております。

次に、東京理科大学関係について申し上げます。去る１０月３０日に開催された全国から同窓生が集う「東京理科大学ホームカミングデー２０１６・イン・葛飾」では、ふるさと納税のパンフレット配布のほか、ホタテのバター焼きとホタテ入り焼きそばの提供など、長万部町のＰＲ活動を実施いたしました。肌寒い天気の中ではありましたが、いずれも完売となる人気となりました。

また、理科大との連携によるアグリビジネス事業につきましては、理科大隣接地でのレタスなどの本格的栽培の前段として、事業展開後の経営の安定化を図るため、ヒートポンプなどの再生可能エネルギーによる熱源や収益の確立を優先する段階となっております。

これらの第一歩として、本町が理科大へ供給している温泉送水管が、湯あかの付着などにより、湯量の減少や湯温の低下を招いていることから、改善のための調査・研究として、新たに高断熱・高性能温泉送水管の敷設を１２月２４日を工期に施工中であります。

引き続き本事業の成功に向け、理科大と連携し取り組んでまいります。

次に、北海道新幹線関係について申し上げます。平成24年6月に認可された新函館北斗・札幌間の工事実施計画では、長万部駅周辺の大部分で地上を走行することから、市街地を分断する構造となっております。

このため、北海道新幹線の建設主体である独立行政法人鉄道建設運輸施設整備支援機構（鉄道運輸機構）では、市街地への影響を極力小さくするよう、長万部駅周辺の高架化に向けた検討が進められており、その一環として、今年度、高架化に伴う環境への影響についての調査が行われ、その調査結果となる環境影響評価書は、12月1日から28日まで、役場などで縦覧されております。

本町といたしましても、まちづくりを進める上で高架化は必要と考えており、今後とも関係機関への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、本年7月に設置した長万部まちづくり推進会議においては、将来の物産販売機能の向上を目指し、総合文化祭において漬物やホッキ飯を試食していただく「おしゃまんべマルシェ」を開催したほか、町内の隠れた観光資源を発掘して磨き上げていく仕組みづくりを学ぶため、黒松内町においてモニターツアーを実施するなど、14年後の長万部駅開業を見据え、様々な活動を積極的に展開しております。

本町では、今年度、広域の玄関口としての機能強化、中心市街地の再生といった取組を進めていく上での方策となる新幹線駅周辺整備計画を策定する予定であり、今回の活動を参考としながら、より実効性の高い計画となるよう取組を加速させてまいります。

次に、移動町長室について申し上げます。町政について町民の方々と自由に意見を交換し、より住み良いまちづくりを進めるため、「移動町長室」を10月12日から町内4会場で開催いたしました。

今回の移動町長室には、延べ70人の方々が出席され、台風10号での避難所設置に関する課題や防災訓練での対応など、災害対策全般についてや、自然環境や医療問題、地域交通の改善など広範囲な分野において、多くのご意見・ご要望などをいただきました。

これらの貴重なご意見・ご要望を今後の町政運営に活かしてまいります。

次に、葬斎場改築計画について申し上げます。本町の葬斎場は、昭和52年度から供用を開始して約40年となりますが、火葬炉等は経年劣化により維持管理費や補修費用が増嵩し、施設全体も老朽化している状況であります。

こうしたことから、本年度、火葬炉の更新に伴う施設増改築を目的とした耐震診断を実施した結果、既存施設の耐震性能に問題がなかったため、改築にあたっては既存施設を最大限利用し、費用の縮減を図ることといたしました。

つきましては、本事業推進に係る実施設計費用について、本定例会に補正予算を提案いたしております。

次に、生活環境関係について申し上げます。本年度4月から10月までの渡島廃棄物処理広域連合の焼却施設が排出した長万部町の可燃ごみの量は、約1,054トンで、前年度同期と比較し、約14トン減少しております。

また、ごみ減量化の一環として実施しております衣類の無料回収は、長万部町地域女性団体連絡協議会のご協力をいただき、5月・7月・11月に実施し、345kgの衣類を回収いたしました。次回は、来年2月を予定しております。

廃食用油は、本年度も役場・福祉センター・各会館のごみステーションに回収ボックスを設置して、現在までに612リットルを回収しており、使用済み小型家電についても、無料回収ボックス

を役場庁舎内に設置し、123kgを回収しております。

町民のみなさんには、今後ともごみの減量化やリサイクルへのご協力をお願いいたします。

次に、臨時福祉給付金について申し上げます。本年10月から、住民税非課税者を対象とした簡素な臨時福祉給付金と、低所得者の障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の申請受付を開始し、11月末で延べ547人への支給を完了しております。

来年3月からは、引き続き消費税増税分の影響緩和のため、住民税非課税者を対象とした経済対策臨時福祉給付金の申請を開始する予定となっており、給付対象と思われる方には申請書を送付するとともに、町広報で広く町民のみなさんへ周知し、適切に事業を進めてまいります。

なお、関連する費用について、本定例会に補正予算を提案いたしております。

次に、町民の健康増進について申し上げます。本年度取り組んでおります歯科保健対策は、9月に町内の幼稚園と2箇所の保育所で歯磨き教室を実施いたしました。

教室では、4～5歳児63名を対象に歯磨きの大切さや正しい歯磨きの方法について話をし、歯ブラシと歯磨きカレンダーを配布いたしました。

今後も幼稚園、保育所などと連携し、歯科保健対策を実施してまいります。

次に、インフルエンザ等の予防について申し上げます。高齢者インフルエンザ予防接種は、12月1日までに815人から申請がありました。

インフルエンザ流行の兆しがあることから、うがいや手洗い、手指消毒、外出時のマスク着用等の励行を促し、予防の徹底を図ってまいります。このほか、ノロウイルスやロタウイルスによる感染症にも備え、うがいや手洗い等の励行を勧めてまいります。

次に、高齢者福祉関係について申し上げます。地域敬老会は、8月29日を皮切りに27地域24会場で実施され、対象者1,298人に対し、614人の出席をいただき、出席率は47.3%となりました。

各会場とも、町内会等のみなさんによる特色ある料理の提供や、趣向を凝らした催しなどにより、出席された方々から大変喜ばれておりました。

町内会等のみなさんにはご苦勞をおかけしますが、高齢者の集まる場の一つとして継続されることをお願いいたします。

また、昨年から長寿のお祝いと社会貢献へのお礼をこめて、9月12日から14日までと16日から19日までの計7日間、老人福祉センターを無料開放したところ、388人が利用されました。

11月24日には、ファミリースポーツセンターにおいて、日頃の運動不足解消と会員の協調、親睦の輪を広げることを目的に、老人クラブ運動会が、12クラブ113人の参加により開催されました。

次に、冬期福祉給付金（福祉灯油）について申し上げます。本格的な冬に向かい、電気料金の高止まりもあることから、高齢者や障がい者などで低所得の状況にある方に灯油購入費等の一部を助成し、冬期間の増嵩経費に対する経済支援として、前年度と同様に冬期福祉給付金事業を実施するため、本定例会に補正予算を提案いたしております。

次に、農業関係について申し上げます。家畜の主たる飼料作物の牧草やサイレージ用トウモロコシは、10月15日の調査では、牧草は平年並みの収量となっておりますが、サイレージ用トウモロコシは天候が不安定で作業がやや遅れ気味となっております。

生乳生産量は、4月から10月まで約6,123トンを出荷し、昨年に比べ約55トンの減となり、乳代は約5億4,376万円で、昨年に比べ80万円の減となっております。

黒毛和牛の４月から１０月までの販売頭数は１５４頭、販売金額は１億２，００８万円で、前年同期と比較して、販売頭数は同数であります。市場価格が高値で安定していることもあり、販売金額では、２，５８１万４，０００円の増となりました。

牧野関係は、生産コストの低減と酪農経営の安定を図るため、公共牧場運営事業を実施しておりますが、１０月２７日に下牧が完了しております。

この間の入牧延べ頭数は５万６，７７８頭で、前年に比べ１万４，９１４頭の減となりました。

新規就農者対策では、１１月１２日に東京都、１１月２６日に札幌市で開催されました「新・農業人フェア」に長万部町のブースを出展し、長万部町のＰＲや就農への情報発信を実施しております。

次に、林業関係について申し上げます。町有林一般造林事業では、森林環境保全整備事業で実施した静狩地区の地拵・植栽事業３ヘクタールは、１０月１７日に完了しております。

次に漁業関係について申し上げます。本町のホタテ貝養殖漁業での１１月末現在の種苗生産状況は、へい死・変形等が少なく、比較的良好に推移しておりますが、昨年は冬から春の耳吊り時期にかけて変形・欠殻等が発生しており、また、本年度は成員の弊死率が高く、最盛期を迎える時期に水揚量の減少が懸念されておりますので、引き続き、渡島北部地区水産技術普及指導所等関係機関と連携し、調査を行う予定となっております。

本年の秋鮭漁は１１月２０日現在、漁獲量は約４８０トンで、前年に比べ６９トンの減となっておりますが、漁獲金額は約２億３，４６８万円で、前年に比べ約７５３万円の増収となっております。

次に、商工観光関係について申し上げます。中小企業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いておりますが、中小企業の健全育成と経営安定のため、様々な国や道の金融支援に対し、関係機関と連携し、町としての認定等の窓口の設置を行っております。

本年度上期の観光客入り込み数は、３月２６日の北海道新幹線開業に伴い、５月の大型連休により本州からの観光客を中心に順調に増加しており、９月末まででは前年度を上回る状況で、上期全体としては前年度に比べ１．２％増加して、約３１万５，０００人となっております。

また、観光客誘致事業として、札幌市で開催されましたサッポロビアガーデンふるさとＰＲステージやオータムフェスト２０１６に参加したほか、東京都葛飾区で１０月２１日から２３日に開催された第３２回葛飾区産業フェアへ昨年に引き続き出店し、長万部町の観光ＰＲ並びに特産品の販売を行いました。

これらのイベントには、町のキャラクター「まんべくん」も参加し、誘客効果を高めました。

次に、労政関係について申し上げます。本年度も季節労働者の労働環境向上のため、渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会を中心として、雇用相談や求人情報の提供、技能研修などを通して、通年雇用に向けた支援を行っております。

次に、消費者相談関係について申し上げます。近年、悪質商法や還付金詐欺、送り込み詐欺など次々と新しい手口による消費者問題が多く発生しており、啓発活動が欠かせない状況となっていることから、消費者の安全確保についての苦情相談など、住民に対して必要な情報収集や提供を行うため「消費生活相談員」を配置しております。

今後、ますます巧妙化する手口への対応が必要とされる中、町広報を中心に消費者の安全確保に関する情報周知を継続して行い、住民の消費者生活被害予防に努めてまいります。

次に、建設事業について申し上げます。建築事業では、とみのの森遊歩道安全柵設置工事は工期

内の9月11日に、静狩振興会館外壁外修繕工事につきましても工期内の11月29日に完成しております。

その他、公共施設や町営住宅の修繕工事は、計画的に実施しております。

土木事業では、町道中山大通線外舗装補修工事、町道静狩中央線外舗装補修工事及び橋梁長寿命化修繕事業の一環として実施した長万部中央跨線橋海側階段修繕工事につきましても、工期内に完成しております。

また、第3回臨時会において補正予算の議決をいただいた、JR敷地内排水路整備工事につきましては、12月下旬までの工期で施工中であります。

第6回臨時会において補正予算の議決をいただいた、長万部中央跨線橋応急修繕工事及び長万部中央跨線橋橋梁緊急点検業務委託につきましても、3月下旬までの工期で発注済みであります。

また、冬期雇用安定対策事業として実施する、富野川1号支川床下げ業務の委託料について、本定例会に補正予算を提案いたしております。

除雪関係では、協同組合長万部町建設協会と11月15日に委託契約を締結し、町道や公共施設等の除雪作業を実施してまいります。

第2回定例会において議決をいただきましたロータリ除雪車は、11月30日に納入されております。

公園事業では、今年度の長万部公園キャンプ場の利用は、10月31日で終了いたしました。キャンプ場利用者は2,732人で、昨年に比べ17.0%の増となっております。バンガロー利用棟数は277棟で、昨年度に比べ13.1%の増となっております。

また、あやめ公園パークゴルフ場の利用は11月6日で終了いたしました。パークゴルフ場利用者は6,025人で、昨年度に比べ15.5%の減となっております。

次に、公共下水道事業について申し上げます。終末処理場長寿命化計画に基づく更新工事の管理棟ドア及び仮壁交換工事は、2月28日の工期で施工中であります。

次に、ガス事業について申し上げます。ガス本支管改良工事の中山大通線工区、本通線大町3号線工区、本町5号線工区は、11月30日に完了しております。

次に、水道事業について申し上げます。長万部浄水場1号ろ過機ろ材交換工事は、9月30日に完了しております。

次に、シャクシャイン古戦場跡碑について申し上げます。7月から旧国縫小学校グラウンド内で工事を進めてまいりました、シャクシャイン古戦場跡碑は9月下旬に竣工し、永年の念願がかなうこととなりました。

10月28日には、北海道アイヌ協会理事長をはじめ、長万部アイヌ協会、国縫自治会役員など50人ほどが出席して除幕式を行ったところであります。

今後は町民のみなさんにも歴史を刻んだ激戦の跡を訪れ、祈りの手をあわせていただければと思っております。

次に、消防関係について申し上げます。今年11月末日現在の火災発生件数は4件、救急件数は238件で、うち、ドクターヘリでの搬送は5件となっております。

火災予防の事業では、秋の全道火災予防運動期間中に、病院や福祉施設、ホテルや旅館、大型店舗など、不特定多数の人が出入りする施設の防火査察、女性消防団員による街頭啓発や防火訪問を実施いたしました。

救急関係の事業では、インターンシップの受け入れをした長万部高校の生徒に対し普通救命講習

を実施したほか、AEDの取り扱いなど一般救急講習を実施し、学校や施設職員、理科大生など74名が受講されました。

消防団の事業については、10月5日の全町一斉津波避難訓練に76名の消防団員が参加し、避難誘導や救護支援などを実施いたしました。

また、コミュニティ助成事業を活用した消防団安全装備品整備事業として、救命ボート2艇、救命胴衣50着、流水対策用胴付6足を各分団に配備し、長万部分団が長万部川において救命ボートの操作訓練を実施いたしました。

終わりに、本定例会に提案した議案は、条例の制定、条例の一部改正、各会計補正予算など、合わせて17件となっております。

議案上程の都度、担当説明員から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、行政報告を終わります。

大変申し訳ございませんが、訂正箇所一箇所お願いいたしたいと思います。7頁12行目、種苗生産と言いましたけれども、種苗生育に訂正していただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（辻義雄） 以上で、行政報告を終わります。

◎議案第1号 長万部町農業委員会の委員の定数に関する条例

○議長（辻義雄） 日程第4、議案第1号、長万部町農業委員会の委員の定数に関する条例の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

中田産業振興課参事。

○産業振興課参事（中田信樹） ただいま上程されました議案第1号、長万部町農業委員会の委員の定数に関する条例につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員の選出方法が、選挙制と選任制の併用から、市町村長の任命制に変更されたことに伴い、長万部町農業委員会の選挙による、委員の定数及び職員の設置に関する条例の全部を改正するものであります。また改正法に伴い、承認等の費用弁償に関する条例の引用事項を改めるものでございます。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

1頁目をご覧ください。条例の名称を「選挙による」と「及び職員の設置」を削除し、「長万部町農業委員会の委員の定数に関する条例」に改めます。

第1条は定数で、見出しの「定数」及び「第1条」を削除し、「第7条第1項に規定する条例で定める」を「第8条第2項の規定に基づき、」に改め「選挙による」を削除し「は、7人」を「を11人」に改めます。なお、参考までに現在の農業委員数は、選挙による委員7人と法律で定められている、選任による推薦委員が、農業協同組合推薦1人、農業共済組合推薦1人、議会推薦2人の合計で11人であり、改正後の定数11人と同数であります。

第2条は「職員」ですが、長万部町職員定数条例に定められておりますので削除いたします。

附則として第1項は施行期日で、この条例は公布の日から施行します。

第2項は経過措置で、この法律の施行の際、現に存在する農業委員会の委員はその任期満了の日

までの間に限り、なお従前の例により存在するものとし、農業委員の定数も従前のとおりとするものであります。

第3項は証人等の費用弁償に関する条例の一部改正で、改正法に伴い証人等の費用弁償に関する条例の引用事項を改めるものであります。

2頁をご覧ください。第1条は目的で、「第29条」を「第35条第4項」に改めます。

第2条は、支給対象で、第6号の「第29条第1項」を「第35条第1項」に改めます。なお条例改正後の農業委員については、平成29年6月の議会での同意を得て任命することとなっておりますので、今後の農業委員の募集のスケジュールについて説明いたします。平成29年1月に、農業委員の募集の期間、方法、提出書類等をインターネットで公表します。2月からは団体等の推薦と、委員となろうとするものの募集をいたします。その後はインターネット等で募集状況等を公表し、委員候補者の評価を行い、6月議会で同意を得ることとなります。

以上が、ただいま上程されました議案第1号、長万部町農業委員会の委員の定数に関する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第2号 長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第5、議案第2号、長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました議案第2号、長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

この度の改正は、平成28年人事院勧告に伴うもので、改正する主な内容は、介護休暇の分割、介護時間の新設、育児等を行う職員の時間外勤務等の制限に係る子の範囲の拡大などであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第9条は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限で、第9条第1項中「達す

るまでの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。))」を加えます。これは、深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子について、法律上の親子関係に準ずる関係にある子についても、対象範囲を拡大するものであります。

第4項は要介護者を介護する職員についての準用で、同条第4項中「日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。))」を「要介護者」に改め、「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。))」を加え、「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))」を「第16条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。))のある職員」に改め、「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。))」及び「(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。))」を削ります。こちらも、第9条第1項の改正と同様に、対象となる子の範囲を、法律上の親子関係に準ずる関係にある子に拡大するとともに、法改正に合わせた文言の修正を行うものであります。

2頁をご覧ください。第12条は休暇の種類で、第12条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改め、今回新設となる介護時間を休暇の種類に加えます。

第16条は介護休暇で、第16条第1項中「職員が」の次に「要介護者(」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。))」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。))内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改めます。これは、職員の申出に基づき、任命権者が1の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で指定期間を指定し、介護休暇を分割して取得できるよう改正を行うものであります。

3頁をご覧ください。第16条の次に、第16条の2として、介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。))内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。2項、介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。3項、介護時間については、職員の給与に関する条例第10条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第14条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

を加えます。これは、日常的な介護ニーズに対応するため、任命権者が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する３年以下、１日につき２時間以下で勤務しないことを承認できる仕組みを新設するもので、介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給となるものであります。

４頁をご覧ください。第１７条は休暇の承認で、第１７条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改め、介護休暇の新設に伴う文言修正を行います。

附則として、第１項は施行期日で、この条例は、平成２９年１月１日から施行する。

第２項及び第３項は経過措置で、第２項はこの条例による改正前の長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１７条の規定により介護休暇の承認を受けた職員で、この条例の施行の日において当該介護休暇の初日から起算して６月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるとする経過措置を設けるものであります。

第３項は、児童福祉法第６条の４で定義された「養子縁組里親」の規定の施行日が、平成２９年４月１日であることから、平成２９年１月１日から同年３月３１日までの経過措置を設けるものであります。

以上が、ただいま上程されました議案第２号、長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第３号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第６、議案第３号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました議案第３号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

この度の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の対象に一定の要件を満たす非

常勤職員の追加や、対象となる子の範囲の見直し等を行うものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表により、ご説明いたします。

表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第2条に次の1号を加えます。(3)次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員。ア、次のいずれにも該当する非常勤職員。(ア)任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員。(イ)その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員。(ウ)勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員。イ、第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。))

(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)。ウ、その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの。これは、育児休業法の改正により、育児休業の対象となった一定の要件を満たす非常勤職員以外を育児休業をすることができない非常勤職員として規定するもので、一定要件を満たす非常勤職員については、過去1年以上在職していること、子が1歳6か月になるまでの間に任期満了等が明らかでないこと、その他規則で定める者の、いずれにも該当する者、1歳から1歳6か月に達する子を養育するため、非常勤職員本人又は配偶者が子の1歳到達日に育児休業をしている場合、その他規則で定める場合の、いずれにも該当し、1歳到達日の翌日から育児休業をしようとする者、任期の末日まで育児休業の非常勤職員で任期の変更等に伴い引き続き育児休業しようとする者、とするものであります。

2頁をご覧ください。第2条の2を第2条の4とし、第2条の次に次の2条を加えます。(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)第2条の2育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)第2条の3育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。(1)次号及び第3号に掲げる場合以外の場合。非常勤職員の養育する子の1歳到達日。(2)非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の

出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）。（3）1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき。当該子の1歳6か月到達日。ア、当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合。イ、当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合。これは、第2条の2の追加は、育児休業の対象となる子の範囲について見直しをするもので、里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者とは、児童養護施設などの施設に入所している児童である旨を追加するものであります。

第2条の3の追加は、非常勤職員の育児休業期間に関する規定で、第1号は、第2号及び第3号に掲げる場合以外の場合について定めるもので、出生の日から1歳到達日までとするもの。第2号は、配偶者が子の1歳到達日以前に育児休業をしている場合は、子の出生の日から1歳2か月に達する日までとするもので最長1年間とするもの。第3号は、1歳から1歳6か月に達する子を養育するため、非常勤職員本人又は配偶者が子の1歳到達日に育児休業をしている場合、その他規則で定める場合の、いずれにも該当し、1歳到達日の翌日から育児休業をしようとする場合は、1歳6か月の到達日まで、とするものであります。

4頁をご覧ください。第3条第1号を次のように改めます。（1）育児休業をしている職員が、産前の休業を始め又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。ア、死亡した場合。イ、養子縁組等により職員と別居することとなった場合。

次に、第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加えます。（2）育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。ア、前号ア又はイに掲げる場合。イ、民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

次に、第3条に次の2号を加えます。(7)第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。(8)その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする者。これは、再度の育児休業における特別の事情の改正として、産前の休業と、新たな育児休業の開始により育児休業期間が終了した場合を分けた条文の整理、非常勤職員で1歳から1歳6か月の育児休業をしようとする者の追加、任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員で、任期の更新等に伴い引き続き育児休業をしようとする者を追加するものであります。

5頁をご覧ください。第9条第1号を次のように改めます。(1)育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

次に、第9条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加えます。(2)育児短時間勤務をしている職員が、第12条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。これは、再度の育児短時間勤務における特別の事情の改正で、産前の休業と、新たな育児短時間勤務の開始により育児短時間勤務期間が終了した場合を分けて条文を整理するものであります。

6頁をご覧ください。第10条中、第19号の次に、以下「勤務時間条例」という。を加えます。これは、本条以降に同じ条例が引用される改正があったことから省略名称を追加するものであります。

7頁をご覧ください。第13条中「育児短時間勤務をしている職員」を「次に掲げる職員」に改め、同条に次の各号を加えます。(1)育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員。(2)次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)ア、特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員。イ、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員。これは、育児休業法の改正により、部分休業の対象となった一定の要件を満たす非常勤職員以外を部分休業をすることができない非常勤職員として規定するもので、一定要件を満たす非常勤職員については、過去1年以上在職していること、その他規則で定める者のいずれにも該当する者、と規定するものであります。

第14条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」に改め、同条第2項中「(昭和22年法律第49号)」を削り「を承認されている職員」を「(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第16条第2項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条に次の1項を加えます。3、非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平

成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。これは、非常勤職員に対する部分休業の条文の追加及び文言整理を行うもので、第1項は正規の勤務時間の根拠条例の追加、第2項は第2条の3第2号に労働基準法の規定が追加されたため法令番号を削除するとともに、介護時間に関する条文を追加するもの、第3項は非常勤職員に対する部分休業の条文を追加するものであります。

8頁をご覧ください。附則として、第1項は施行期日で、この条例は、平成29年1月1日から施行する。第2項は経過措置で、児童福祉法第6条の4で定義された、養子縁組里親の規定の施行日が、平成29年4月1日であることから、平成29年1月1日から同年3月31日までの経過措置を設けるものであります。

以上が、ただいま上程されました議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辻義雄) これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

11時15分まで休憩いたします。

11時03分 休憩

11時15分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第4号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長(辻義雄) 日程第7、議案第4号、町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長(本前武広) ただいま上程されました議案第4号、町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

平成28年人事院勧告に伴い期手当割合を改めるのであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表により、ご説明いたします。

1頁をご覧ください。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第1条関係は、平成28年度に係るもので、第3条は手当で、第3項中12月に支給する期末手当の支給割合「100分の217.5」を「100分の227.5」に100分の10引き上げるものであります。

2頁をご覧ください。第2条は、平成29年度に係るもので、第3条は手当で、6月に支給する期末手当の支給割合「100分の202.5」を「100分の207.5」に、12月に支給する期末手当の支給割合「100分の227.5」を「100分の222.5」とし、一般職の期末勤勉手当の6月期及び12月期の支給率と同様にするものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成28年12月期支給の期末手当から適用するものであり、すでに支払われた期末手当は、改正後の内払であることを規定しております。

なお、教育長の期末手当の割合につきましては、教育長の給料額及び旅費額並びにその支給方法に関する条例第3条第3項ただし書きの規定により、町長等の給与に関する条例の規定を準用することとされており、今回の改正により同様の内容となるものであります。

以上が、ただいま上程されました議案第4号、町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第8、議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

この度の改正は、平成28年人事院勧告に伴うもので改正する主な内容は、給料表の改定、扶養手当の見直し、勤勉手当割合の改定等であります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表により、ご説明いたします。

1頁をご覧ください。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第1条関係は、主に平成28年度に適用となる事項であります。

第15条の4は勤勉手当で、第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」に改め、100分の10引き上げるものであります。

第2号は、再任用職員の勤勉手当で「100分の37.5」を「6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5」に改め、100分の5引き上げるものであります。

附則第29項は、55歳を超える職員の勤勉手当1.5%削減について、手当の支給率が引き上げられることに伴い乗ずる係数を整理するものであります。

3頁から5頁は別表第1で行政職給料表、6頁から8頁は別表第2で、医療職給料表であります。

9頁をご覧ください。第2条関係の新旧対照表で、平成29年度以降に適用となる事項であります。

第8条は扶養手当で、第2項は今回の改正により、改正前の同項第4号に規定する満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と孫では、それぞれ支給額が異なることとなることから、それぞれに区分し規定するとともに、条文の並び順を整理するものであります。

第3項は扶養手当の月額で、配偶者は1万3,000円を6,500円に、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子は6,500円を1万円に改めるもので、職員に配偶者が不在場合における配偶者以外の扶養親族一人目の増額規定を廃止するものであります。

第9条は扶養手当に係る届出で、第1項は職員に配偶者が不在場合の条文の削除、同項第2号は第8条第2項の改正により、扶養親族の並び順が変更になったことに伴い、条文の整理及び文言の修正を行うものであります。

10頁をご覧ください。第3号及び第4号は配偶者の有無に関する条文を削除するものであります。

第2項は扶養手当の支給の開始及び終了で、職員に配偶者が不在場合に関する条文の削除と文言の修正を行うものであります。

第3項は扶養手当の額の改定で、職員に配偶者が不在場合に関する条文を削除し、額改定の要件を号建てで整理するものであります。

11頁をご覧ください。第15条の4は勤勉手当であります。

第2項は通勤手当の額で、12頁をご覧ください。第1号中「6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」を「100分の85」とし、6期と12月期の支給割合の変更を行うものであります。

第2号は、再任用職員の勤勉手当で「6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5」を「100分の40」とし、同様に支給割合の変更を行うものであります。

附則第29項は、55歳を超える職員の勤勉手当1.5%削減について、手当の6月期と12月

期の支給割合が変更されることに伴い、乗ずる係数を整理するものであります。

附則第1条は、施行期日等で、この条例は、公布の日から施行するもので、第2条の改正規定及び附則第3条の扶養手当に関する特例の規定については、平成29年4月1日から施行するもの。

第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用するものであります。

13頁をご覧ください。第2条は、給与の内払いで、既に支払われた給与は改正後の給与の内払であることを規定しております。

第3条は、扶養手当に関する特例であります。

14頁をご覧ください。附則第3条の規定による扶養手当に関する平成29年度の特例措置について、読替表によりご説明いたします。

第8条第3項は扶養手当の月額で、平成29年度における経過措置として、同条第2項第1号に規定する配偶者は6,500円を1万円に、第2号に規定する満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子は1万を8,000円に、職員に配偶者がいない場合における子一人目については1万円に、第3号から第6号に規定する扶養親族のうち、職員に配偶者のない場合における一人目については6,500円を9,000円に読み替えるものであります。

第9条は扶養手当に係る届出で、職員に配偶者がいない場合の取り扱いについて、第1項第3号及び第4号、同条第3項を読み替えるものであります。

13頁にお戻りください。第4条は規則への委任で、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定しております。

以上が、ただいま上程されました議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第6号 長万部町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第9、議案第6号、長万部町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広）ただいま上程されました議案第6号、長万部町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

この度の改正は、公務のために旅行する職員等に支給する旅費のうち、鉄道賃について座席指定料金を条文上明確化するため改正するものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表により、ご説明いたします。

表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第9条は鉄道賃で、第1項の改正は、座席指定料金の追加に伴い、鉄道賃の額を運賃、急行料金、座席指定料金を整理するもので、第1項各号列記以外の部分中、料金の次に「及び座席指定料金」を加え、同項第1号中「運賃で急行料金を徴しない線路による旅行の場合、」を削り、同項第2号中、徴するの次に「列車を運行する」を加え、同項を第3号として「座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金」を加えます。

第9条第2項は急行料金で、同項中「普通急行列車」を「又は普通急行列車」に、「路線」を「線路」に改め、同項ただし書中、要する急行料金の次に「を支給することができる。」を加え、条文の文言整理を行います。

次に、第9条第3項中「前2項」を「前3項」に、「及び急行料金」を「急行料金及び座席指定料金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に第3項として「第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上の場合に限り支給する。」を加えます。これは、座席指定料金を支給する場合の条文を追加し、項ずれに伴う文言の整理を行うものであります。附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上が、ただいま上程されました議案第6号、長万部町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄）これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第7号 長万部町税条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第10、議案第7号、長万部町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

中森税務課長。

○税務課長（中森恵） ただいま上程されました議案第7号、長万部町税条例の一部を改正する条例について提案理由と内容をご説明いたします。

今回の改正は、所得税法等の一部改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等を有する者に対し、当該特例利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するため、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

表の左欄が改正条文、右欄が現行条文で、下線部分が改正する部分であります。なお、内容は要約して説明させていただきます。

1頁から4頁をご覧ください。附則第20条の2は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例で、町内に住所を有する個人が、支払いを受ける事業所得のうち、外国において設立された団体の所得として取り扱われる利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得であります特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得については、分離課税を行うという規定を整備するものであります。

5頁をご覧ください。附則第20条の3は、附則第20条の2を新設することによる条項のずれを整理するものであります。

9頁をご覧ください。附則第1項は、施行期日で、この条例は、平成29年1月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置で、改正後の附則第20条の2の規定は、この条例の施行の日以後に支払いを受けるべき、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税について適用するという規定であります。

以上が、ただいま上程されました議案第7号、長万部町税条例等の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 8 号 長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第 11、議案第 8 号、長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

中森税務課長。

○税務課長（中森恵） ただいま上程されました議案第 8 号、長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由と内容をご説明いたします。

今回の改正は、平成 30 年度に国民健康保険事業が北海道に移行されることから、限度額も国の基準と同額にする必要があり、併せて、国民健康保険制度の適正な運営を図るため、基礎課税額にかかる課税限度額の引き上げを行い、また、所得税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

表の左欄が改正条文、右欄が現行条文で、下線部分が改正する部分であります。なお、内容は、要約して説明させていただきます。

1 頁をご覧ください。第 2 条は課税額で、第 2 項の国民健康保険税の医療分の合算額及び基礎課税額「50 万円」を「54 万円」に、第 3 項の後期高齢者支援金等の合算額及び基礎課税額「15 万円」を「19 万円」に、第 4 項の介護納付金の合算額及び基礎課税額「13 万円」を「16 万円」にそれぞれ改め、課税額現行 78 万円を 11 万円引き上げ 89 万円とし、国の基準と同額にするものであります。

第 23 条は国民健康保険税の減額で、7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減の減額をして得た額を改めるものであり、国民健康保険税の医療分の減額して得た額「50 万円」を「54 万円」に。

2 頁をご覧ください。後期高齢者支援金等の減額して得た額「15 万円」を「19 万円」に、介護納付金の減額して得た額「13 万円」を「16 万円」に、課税限度額の基礎課税額と同額に、それぞれ改めるものであります。

次に、附則第 10 号及び第 11 号の追加は、所得税法等の一部改正により、住民税の課税の特例として、市町村内に住所を有する個人が支払いを受けるべき特例適用利子等及び特例適用配当等の額が分離課税となりますが、国民健康保険税の所得割の算定及び減税判定に用いる総所得については、従来どおり特例適用利子等の額を総所得金額に含めるという規定であります。なお、特例適用利子等及び特例適用配当等とは、国内居住者が支払いを受ける事業所得のうち、外国において設立された団体の所得として取り扱われる利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を言います。

3 頁をご覧ください。附則として、この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項並びに第 23 条第 1 項の改正規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上が、ただいま上程されました議案第 8 号、長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 9 号 平成 28 年度長万部町一般会計補正予算（第 11 号）

○議長（辻義雄） 日程第 12、議案第 9 号、平成 28 年度長万部町一般会計補正予算（第 11 号）の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第 9 号、平成 28 年度長万部町一般会計補正予算（第 11 号）について、その内容をご説明いたします。

今回補正する主なものは、人事院勧告や会計科目間異動に伴う職員給与費の整理と冬期雇用安定対策事業の追加などで、歳入歳出にそれぞれ 1 億 3,078 万 9,000 円を追加し、補正後の予算総額を 48 億 3,945 万 3,000 円とするものであります。

補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

初めに、人件費からご説明いたします。歳出の内訳なかほどに、人件費として給料、職員手当等、共済費を別枠で記載しており、1 頁の議会費から 3 頁の教育費までを計上しております。

3 頁の歳出合計額をご覧ください。給与費総額でご説明いたします。給与費全体では、101 万 8,000 円の追加であります。内訳として、給料は人事院勧告に伴う増額があるものの特別職の中途退職及び育児時短勤務者の給料を整理し、83 万 7,000 円の減額であります。

職員手当等は人事院勧告に伴う勤勉手当の増額のほか、臨時福祉給付金事務に係る時間外勤務手当を計上し、296 万 8,000 円の追加であります。共済費は、給料と同様の理由により 111 万 3,000 円を減額するもので、人件費は合計 101 万 8,000 円の追加となります。

次に、人件費以外についてご説明いたします。1 頁にお戻りください。

総務費は 321 万 7,000 円の追加であります。

財産管理費、委託料 120 万円の追加は、アスベスト調査委託で、役場庁舎、旧国縫小学校、旧双葉小学校、旧中ノ沢小学校の 4 施設における煙突用断熱材について、アスベストの含有検査と空気中の粉じん濃度測定を行うものであります。なお、以降の科目で説明いたしますアスベスト調査委託についても、同様の理由により計上いたしました。

企画費、役務費は１００万円の追加で、ふるさと納税について、インターネットによる申込窓口を追加したところ、取扱件数が増となったことから、公金払手数料を追加するものであります。

委託料は１６４万８，０００円の減額で、新幹線新駅周辺整備計画策定業務委託の執行残を整理するものであります。歳入では、１３国庫支出金、総務費国庫補助金、新幹線新駅周辺整備計画策定事業が６５０万円の減額。１４道支出金、総務費道補助金、新幹線を核としたまちづくり調査・実証事業が３９０万円の追加であります。これは国の社会資本整備総合交付金が不採択となったことから、道の地域づくり総合交付金を要望し採択となったもので、充当財源の整理を行うものであります。

電子計算費、委託料４４万円の追加は、番号制度システム改修委託で、厚生労働省関連システムのデータ標準レイアウト改版に伴い、既存システムを改修するものであります。歳入では、１３国庫支出金、総務費国庫補助金、番号制度システム整備事業で１１万８，０００円を計上いたしました。

民生費は、３，５８７万９，０００円の追加であります。

社会福祉総務費、扶助費２００万円の追加は冬期福祉給付金で、本格的な冬に向かい、電気料金の高止まりもあることから、高齢者や障害者等で低所得の状況にある方々に、灯油購入費等の一部を助成するものであります。対象者は、満７５歳以上の高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、準要保護世帯で、１世帯５，０００円とし４００世帯分を計上いたしました。

繰出金２５万８，０００円の追加は、国民健康保険特別会計繰出金で、人事異動及び人事院勧告による人件費分を整理いたしました。

福祉センター費、委託料は３２万６，０００円の追加で、内訳は、消防用設備検査委託が２万６，０００円の追加、アスベスト調査委託が３０万円の追加であります。

老人福祉総務費、扶助費５万６，０００円の追加は自立支援生活用具で、利用者の増により追加計上するものであります。

老人福祉費、繰出金１９７万７，０００円の減額は、介護保険特別会計繰出金で、人事異動や人事院勧告に伴う影響額を整理いたしました。

後期高齢者医療費、負担金・補助及び交付金１，２５４万６，０００円の追加は後期高齢者医療療養給付費負担金で、平成２７年度負担金の確定による計上であります。

臨時福祉給付金事業費は、消費税引き上げによる影響額を緩和するため、臨時的な措置として町民税非課税者に対し経済対策臨時福祉給付金を給付するもので、需用費３万円は申請用紙等の消耗品費、役務費５２万９，０００円は通信費で、申請書などの送料及び口座振込手数料、委託料１５６万円はシステム改修委託、負担金・補助及び交付金１，９５０万円は臨時福祉給付金で、一人１万５，０００円の１，３００人分を計上いたしました。歳入では、１３国庫支出金、民生費国庫補助金、臨時福祉給付金事業で、歳出同額の２，１８０万７，０００円を計上いたしました。

臨時福祉給付金事業費、償還金・利子及び割引料７７万４，０００円の追加は、臨時福祉給付金事業費返還金で、平成２７年度分の事業費確定による返還であります。

児童福祉総務費、役務費は５万円の追加で、乳幼児等医療費について、医療機関の受診件数が増

となったことから、請求事務取扱手数料を追加計上するものであります。

子育て世帯臨時特例給付金事業費、償還金・利子及び割引料は23万2,000円の追加で、内訳は、子育て世帯臨時特例給付金事業費返還金が18万3,000円の追加、事務費返還金が4万9,000円の追加で、いずれも平成27年度分の事業費確定に伴う返還であります。

衛生費は、1,164万5,000円の追加であります。

環境衛生費、賃金は6万5,000円の追加で、葬斎場等管理人に係る時間外勤務手当等の追加。

委託料1,149万2,000円の追加は葬斎場調査等委託で、火葬場の改築に係る実施設計と、ダイオキシン等の調査委託費を計上するものであります。

ごみ処理費、委託料30万円の追加は、アスベスト調査委託であります。

上水道費、繰出金5万2,000円の減額は、水道事業会計繰出金で、基礎年金拠出金の基準額変更によるものであります。

2頁をご覧ください。農林水産業費は7,908万7,000円の追加であります。

農業振興費、負担金・補助及び交付金282万3,000円の追加は、農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化の加速化を目的とする、機構集積協力金交付事業補助であります。歳入では、14道支出金、農林水産業費道補助金、機構集積協力金交付事業で282万2,000円を計上いたしました。

公共牧場管理運営費、委託料は440万3,000円の追加で、草地維持管理に係る肥料費、体重計購入等に係る施設管理費、トラクター等の修理に係る車両管理費の増により、管理運営委託料を追加計上するものであります。歳入では、12使用料及び手数料、農林水産使用料、公共牧場使用料が、入牧頭数の減により201万7,000円の減額であります。

水産業振興費、負担金・補助及び交付金は30万3,000円の追加で、ホッキ貝の恒久的な資源維持と安定化を図るため、漁場耕転や有害生物の駆除等を行う水産多面的機能発揮対策事業負担金を計上いたしました。

アイヌ農林漁業対策事業費、負担金・補助及び交付金3,303万円の追加は、荷受タンク及びフォークリフト導入補助で、ホタテ貝荷受タンク250個とフォークリフト4台の導入について、事業主体である長万部漁業協同組合へ補助するものであります。歳入では、14道支出金、農林水産業費道補助金、アイヌ農林漁業対策事業で歳出同額の3,303万円を計上いたしました。

漁業振興設備等整備事業費、負担金・補助及び交付金3,960万円の追加は、付着物等船上洗浄機導入補助で、養殖ホタテ貝に付着するザラボヤ等の除去を行う洗浄機22台の導入について、事業主体である長万部漁業協同組合に補助するものであります。歳入では、14道支出金、農林水産業費道補助金、漁業振興設備等整備事業で、歳出同額の3,960万円を計上いたしました。

土木費は、309万6千円の減額であります。

河川維持費、委託料300万円の追加は、富野川1号支川床下委託で、冬期雇用安定対策事業として、富野川1号支川の延長850メートルについて掘削を行うものであります。

公共下水道費、繰出金500万5,000円の減額は、公共下水道事業特別会計繰出金で、人事異動による人件費と前年度繰越金を整理するものであります。

教育費は、３８９万９，０００円の追加であります。

小学校費、学校管理費、委託料は３０万円の追加で、長万部小学校に係るアスベスト調査委託を計上いたしました。

中学校費、学校管理費、需用費１００万３，０００円の追加は校舎等修理費で、火災報知器連動の校内非常用放送設備が使用から３５年経過し、故障により校内放送ができない状況となっていることから取替修理を行うものであります。

役務費１０万８，０００円の追加は車保険料で、マイクロスクールバスに係るもの。

委託料３０万円の追加はアスベスト調査委託であります。

町民センター施設費、委託料６，０００円の追加は消防用設備検査委託。

学習文化センター施設費３０万円及びファミリースポーツセンター施設費３０万円の追加は、ともにアスベスト調査委託であります。

３頁をご覧ください。青少年会館施設費、需用費３５万円の追加は温風ボイラーの修理費、委託料８，０００円の追加は消防用設備検査委託であります。

学校給食センター費、委託料は３０万円の追加で、アスベスト調査委託であります。

諸支出金のガス事業費、繰出金は３万９，０００円の減額で、基礎年金拠出金の基準額変更によるものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。１頁にお戻りください。ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。

１３国庫支出金、総務費国庫補助金、中間サーバー整備事業は１２万４，０００円の追加で、番号制度中間サーバーの導入経費分を計上するものであります。

１４道支出金、衛生費道補助金、地域自殺対策強化事業は７８万４，０００円の追加で、電話健康相談事業について補助対象となったことから、事業費の２分の１を計上するものであります。

１５財産収入、不動産売払収入、土地売払収入は１３１万６，０００円の追加で、町有地２筆の売払収入を計上いたしました。内訳は、字長万部４３１番地４１が、１６６．３２平方メートルで７０万３，０００円。字栄原１２９番地８が、５８０平方メートルで６１万３，０００円であります。

１７繰入金、財政調整基金繰入金は３，５８０万５，０００円の追加で、今回の補正で不足する財源を、当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取り崩し後の当基金残高見込額は、１２億６，２７４万１，０００円となります。

以上が、ただいま上程されました平成２８年度長万部町一般会計補正予算（第１１号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

質疑は歳出より行います。

初めに議会費、６頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議会費を終わります。

次に総務費、６頁から７頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

総務費を終わります。

次に民生費、7 頁から 8 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

民生費を終わります。

次に衛生費、9 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

衛生費を終わります。

次に農林水産業費、10 頁から 11 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

農林水産業費を終わります。

次に商工費、11 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

商工費を終わります。

次に土木費、12 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

土木費を終わります。

次に消防費、12 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

消防費を終わります。

次に教育費、13 頁から 14 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

教育費を終わります。

次に諸支出金、15 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

諸支出金を終わります。

以上で歳出を終わります。

続いて、歳入を行います。

初めに使用料及び手数料、4 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

使用料及び手数料を終わります。

次に国庫支出金、4 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

国庫支出金を終わります。

次に道支出金、4 頁から 5 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

道支出金を終わります。

次に財産収入、5 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

財産収入を終わります。

次に繰入金、5 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

繰入金を終わります。

以上で歳入を終わります。

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第１０号 平成２８年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

○議長（辻義雄） 日程第１３、議案第１０号、平成２８年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

中里町民課長。

○町民課長（中里博也） ただいま上程されました議案第１０号、平成２８年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、職員の人事異動及び人事院勧告に伴う人件費関係、併せて保険給付費の増額に伴う補正であります。

歳入歳出からそれぞれ５２５万８，０００円を増額し、補正後の予算総額を１０億８，２８７万９，０００円とするものであります。

内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

総務費は２５万８，０００円の追加ですが、内訳として一般管理費、給料は１６万４，０００円の減、職員手当等は３８万９，０００円の増、共済費は３万３，０００円の増で、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の増減であります。

保険給付費は５００万円の追加で、一般被保険者高額療養費、負担金・補助及び交付金の年度末までの執行見込みによる増額であります。

次に歳入についてご説明いたします。

共同事業交付金は５００万円の追加で、高額医療費交付金の増額であります。

繰入金、一般会計繰入金２５万８，０００円の追加は、一般会計からの職員人件費、繰出金に係る増額であります。

以上が、議案第１０号、平成２８年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の提案内容であります。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括して行います。

3 頁から 4 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 11 号 平成 28 年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（辻義雄） 日程第 14、議案第 11 号、平成 28 年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

豊嶋保健福祉課長。

○保健福祉課長（豊嶋慎一） ただいま上程されました議案第 11 号、平成 28 年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の予算内容についてご説明いたします。

今回の補正は、職員の人事異動及び人事院勧告に伴う人件費等の減額と、認定調査委託料の増額に伴う補正で、歳入歳出からそれぞれ 197 万 7,000 円を減額し、補正後の予算総額を 7 億 5,224 万円とするものであります。

補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

総務費は 186 万 9,000 円の減額であります。内訳は、一般管理費、給料 135 万円の減、職員手当等 39 万 9,000 円の減、共済費 47 万円の減で、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の減であります。

認定調査等費、委託料 35 万円の追加は、介護認定申請の増加によるものであります。

地域支援事業費は 10 万 8,000 円の減額であります。内訳は包括的支援・任意事業費、給料 2 万円の増、職員手当等 11 万円の減、共済費 1 万 8,000 円の減で、人事院勧告等に伴う人件費の減であります。

次に歳入についてご説明いたします。繰入金の一般会計繰入金、その他一般会計繰入金 197 万 7,000 円の減は、人事異動及び人事院勧告等に伴う人件費の減によるものであります。

以上が、ただいま上程されました平成 28 年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括して行います。

4 頁から 5 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

1時まで休憩いたします。

1 1時57分 休憩

1 3時00分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第12号 平成28年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（辻義雄） 日程第15、議案第12号、平成28年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤水道ガス課長。

○水道ガス課長（佐藤剛） ただいま上程されました議案第12号、平成28年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ44万4,000円を追加し、補正後の予算総額を3億2,319万4,000円とするものであります。

はじめに歳出からご説明いたします。

下水道費44万4,000円の追加であります。内訳では、一般管理費の、給料1万8,000円の追加、職員手当等11万5,000円の追加、共済費31万1,000円の追加は、給与改定及び共済負担金の変更により追加するものであります。

次に歳入についてご説明いたします。はじめに繰入金500万5,000円の減額であります。内訳の一般会計繰入金500万5,000円の減額は、歳入歳出の補正に伴い、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に繰越金544万9,000円の追加は、前年度の繰越金を追加するものであります。

以上が、平成28年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括して行います。

3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 13 号 平成 28 年度長万部町ガス事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（辻義雄） 日程第 16、議案第 13 号、平成 28 年度長万部町ガス事業会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤水道ガス課長。

○水道ガス課長（佐藤剛） ただいま上程されました議案第 13 号、平成 28 年度長万部町ガス事業会計補正予算（第 1 号）の内容についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。今回の補正は、収益的収入及び支出の補正であります。

はじめに支出から説明いたします。

予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出のガス事業費に 11 万 7,000 円を追加し、補正後の支出予定額を 1 億 833 万 7,000 円に改めるものであります。内訳では、製造費の給料 1 万 1,000 円の追加、手当 3 万 4,000 円の追加、賞与金引当金繰入額 5 万 2,000 円の追加、法定福利費 1 万 2,000 円の減額、退職給付費 2,000 円の追加は、給与改定及び共済費負担率の変更によりそれぞれ追加、減額するものであります。

供給販売費の給料 4,000 円の減額、手当 6 万円の減額、賞与引当金繰入額 10 万 2,000 円の追加、法定福利費 1 万円の減額、退職給付費 2,000 円の追加は給与改定及び給与額共済費負担率の変更によりそれぞれ追加、減額するものであります。

次に収入になります。収入のガス事業収益から 3 万 9,000 円を減額し、補正後の収入予定額を 1 億 106 万 1,000 円に改めるものであります。内訳では、その他特別利益の一般会計補助金 3 万 9,000 円の減額は、補助金に係る一般会計繰出基準額の変更により減額するものであります。

次に補正予算書の 1 頁をご覧ください。第 2 条の収益的収入及び支出は概要で説明しましたので、省略させていただきます。

第 3 条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費で、この経費は職員給与費の合計で、今回の補正に伴い、予算第 8 条中 2,628 万 3,000 円を 2,640 万円に改めるものです。

第 4 条は、他会計からの補助金の変更で、一般会計繰出基準額の変更に伴い、予算第 9 条中、一

般会計補助金の基礎年金拠出金に係る公的負担分、変更前 7 2 万 7, 0 0 0 円を変更後 6 8 万 8, 0 0 0 円に改めるものであります。

以上が、平成 2 8 年度長万部町ガス事業会計補正予算（第 1 号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

初めに、収益的収入及び支出を行います。

3 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、1 頁をご覧ください。

第 3 条議会の議決を経なければ流用することができない経費及び第 4 条他会計からの補助金を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 1 4 号 平成 2 8 年度長万部町水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（辻義雄） 日程第 1 7、議案第 1 4 号、平成 2 8 年度長万部町水道事業会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤水道ガス課長。

○水道ガス課長（佐藤剛） ただいま上程されました議案第 1 4 号、平成 2 8 年度長万部町水道事業会計補正予算（第 2 号）の内容についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正であります。

はじめに支出から説明いたします。

予算第 3 条で定めた収益的収入及び支出のうち、支出の水道事業費から 2 1 万 1, 0 0 0 円を減額し、補正後の支出予定額を 1 億 6, 5 8 4 万 1, 0 0 0 円に改めるものであります。内訳では、原水費は、給料 4, 0 0 0 円の追加、手当 2 0 万 4, 0 0 0 円の減額、賞与引当金繰入額 5, 0 0 0 円の減額、法定福利費 6 万円の減額は、給与改定及び扶養手当の変更、共済費負担率の変更により、それぞれ追加減額するものであります。

配水費は、給料 1 万 8, 0 0 0 円の追加、手当 2 万 4, 0 0 0 円の追加、賞与引当金繰入額 1 万

1, 000円の追加。

法定福利費5万円の減額は、給与改定及び共済費負担率の変更により、それぞれ追加減額するものであります。

業務費は、給料2万3,000円の追加、手当7万5,000円の追加、賞与引当金繰入額3万3,000円の追加。

法定福利費8万8,000円の減額は、給与改定及び共済費負担率の変更により、それぞれ追加、減額するものであります。

総係費は、退職給付費8,000円の追加で人件費の変更により追加するものであります。

次に収入になります。

収入の水道事業収益から5万2,000円を減額し、補正後の収入予定額を1億6,512万2,000円に改めるものであります。内訳では、他会計補助金の一般会計補助金5万2,000円の減額は、補助金に係る一般会計繰出基準額の変更により減額するものであります。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。

第2条の収益的収入及び支出は、概要で説明いたしましたので省略いたします。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、この経費は職員給与費の合計で、今回の補正に伴い予算第7条中「2,870万円」を「2,848万9,000円」に改めるものです。

第4条は他会計からの補助金の変更で、一般会計繰出基準の変更に伴い、予算第8条中一般会計補助金、基礎年金拠出金に係る公的負担分変更前96万9,000円を変更後91万7,000円に改めるものであります。

以上が、平成28年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

初めに、収益的収入及び支出を行います。

3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、1頁をご覧ください。

第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第4条他会計からの補助金を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 15 号 平成 28 年度長万部町病院事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（辻義雄） 日程第 18、議案第 15 号、平成 28 年度長万部町病院事業会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

田辺病院事務長。

○病院事務長（田辺知行） ただいま上程されました議案第 15 号、平成 28 年度長万部町病院事業会計補正予算（第 2 号）の内容についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出での支出の補正であります。

予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の病院事業費用に 215 万 1,000 円を追加し、補正後の支出予定額を 6 億 6,834 万円に改めるものであります。内訳は医業費用 215 万 1,000 円の追加で、平成 28 年度人事院勧告に伴う給与改正によるものであります。

次に補正予算書の 1 頁をご覧ください。

第 2 条の収益的収入及び支出は、概要で説明いたしましたので省略させていただきます。

第 3 条は予算第 6 条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費を改めるもので、給与費を 215 万 1,000 円追加することから、給与費の予定額を 4 億 4,529 万円に改めるものであります。

以上が、ただいま上程されました、平成 28 年度長万部町病院事業会計補正予算（第 2 号）の内容であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

初めに、収益的収入及び支出を行います。

3 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、1 頁をご覧ください。

第 3 条議会の議決を経なければ流用することができない経費を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案配付のため、暫時休憩します。

13 時 13 分 休憩

13時15分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

諸般の報告を事務局長からいたします。

岡部事務局長。

○議会事務局長（岡部忠） 諸般の報告をいたします。ただいまから議題となります同意第1号、長万部町教育委員会委員の任命についての議案が町長より提出されましたので、お手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎同意第1号 長万部町教育委員会委員の任命について

○議長（辻義雄） 日程第19、同意第1号、長万部町教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

木幡町長。

○町長（木幡正志） ただいま上程されました同意第1号、長万部町教育委員会委員の任命につきまして、提案理由をご説明いたします。

長万部町教育委員会委員の定数は5名であります。このたび、そのうち村上学氏が、本年12月22日付をもって任期満了となりますので、再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

任命の同意を求める者の住所は山越郡長万部町字富野107番地6、氏名は村上学氏で、昭和42年11月3日生まれでございます。なお任期は平成28年12月23日から平成32年12月22日までの4年となります。よろしくご同意お願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、これに同意することに決定いたしました。

議案配付のため、暫時休憩いたします。

1 3 時 1 7 分 休憩

1 3 時 1 8 分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

諸般の報告を事務局長からいたします。

岡部事務局長。

○議会事務局長（岡部忠） 諸般の報告をいたします。ただいまから議題となります同意第2号、長万部町固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案が町長より提出されましたので、お手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。

◎同意第2号 長万部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（辻義雄） 日程第20、同意第2号、長万部町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

木幡町長。

○町長（木幡正志） ただいま上程されました、同意第2号、長万部町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由をご説明いたします。

この委員の任期は3年で、平成29年1月23日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

選任の同意を求める委員は3名の方であります。1人目の方は住所、山越郡長万部町字旭浜123番地3種市正志氏で、昭和22年8月22日生まれでございます。2人目の方は、住所、山越郡長万部町字長万部115番地五島伸二氏で、昭和31年3月28日生まれでございます。3人目の方は住所、山越郡長万部町字共立44番地4遠藤隆憲氏で、昭和32年3月25日生まれでございます。

以上3名の方を委員として選任したいので、ご同意下さるよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに、本件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、種市正志氏、五島伸二氏、遠藤隆憲氏の3氏に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、これに同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、さらに議案等調査のため１２月１４日と１５日の２日間を休会としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、１２月１４日と１５日の２日間を休会することに決定いたしました。

なお、本会議は１２月１６日、午前１０時から再開いたしますのでご承知おき願います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

１３時２２分 散会
